

中間まとめ

平成13年11月19日
産学官連携プロジェクト

総合科学技術会議においては、産学官連携の推進に関する制度改革等も含む具体的方策について集中的に検討するため、産学官の有識者からなる産学官連携プロジェクトを設置し、本年8月から11月にかけて、7回の検討を行ってきた。

本報告書は、当プロジェクトにおける検討を中間的にまとめたものである。

I . 産学官連携の基本的考え方	1
1. はじめに.....	1
2. 産学官連携の現状と反省点.....	2
(1) 米国の状況	2
(2) 我が国の状況	2
3. 今後の産学官連携と目指すべき社会	3
(1) 産業界と大学の相互の立場の尊重	3
(2) 連携による産学官の活性化	3
(3) 優れた人材が最大限能力を発揮できる社会の実現.....	4
(4) 日本型産学官連携の在り方	4
4. 産学官連携の課題.....	4
(1) 基本方針の確立	4
(2) 具体的課題	5
II . 対応方策	7
1. 共同研究・委託研究を促進するための方策.....	7
(1) 産学官連携窓口の一本化など体制の整備.....	7
(2) 共同研究・委託研究に係る契約の柔軟性の確保.....	8
(3) 多様な共同研究・委託研究等の推進	8
(4) 地域におけるクラスター形成を通じた産学官連携の促進	9
2. 技術指導、技術移転等を促進するための方策	9
(1) 技術指導を円滑に行うための兼業ルールの明確化.....	9
(2) 技術移転に関する明快なルール整備	10
(3) 産学官の緊密な交流	10
3. 大学発ベンチャーの創出	11
(1) インキュベーションの充実	11
(2) 起業家人材の育成	11
(3) 資金の援助等	11
(4) 教員のベンチャー企業参加の環境整備	12
4. 産学官の人材交流の活性化.....	12
(1) 大学等の人材流動化の促進	12
(2) 産業界における人材交流の活性化等への取組み.....	12
5. 産学官連携の観点から見た大学改革	13
(1) 国立大学の非公務員型法人をめざした早期の検討.....	14
(2) 法人化を待たず早急に図るべき措置	15
6. 産学官連携の機運の醸成	17
III . 今後の取組み	17

Ⅰ．産学官連携の基本的考え方

1. はじめに

戦後、我が国は、荒廃した日本経済を立ち上げるために、全力で欧米から技術を導入・改良し、欧米よりも優れた製品を作り外貨を獲得することにより、これを軸に経済発展し、世界のトップ水準に到達した。いわばキャッチアップ時代からフロントランナー時代に入ったといわれて久しい現在において、今後の我が国は新しい原理の発見も含めて新しい技術を自ら開拓し、それを実用化していくことが必要となってきた。

このような時代においては、基礎研究の成果を積極的に活用していかなければならない状況となっており、大学等¹の頭脳を活用し新しい技術を生み出し、それを基に製品・サービスを作り出していかなければならない。したがって、従来以上に、産学官の連携強化が必要となっており、我々はこのことを認識すべきである。

また、産業化を目指す研究開発において、基礎研究から応用研究へ、応用研究から実用化研究へと段階的に進むというより、基礎研究、応用研究、実用化研究が相互に連携しつつ同時並行的に進められることが多くなっている。このため、研究開発の当初から、経済・社会的ニーズを意識した産学官連携の必要性も増してきている。

我が国の産学官連携の現状をみると、我が国は実態においても制度の整備においても、欧米諸国に比較して、なお遅れている部分がある。我々は、このことについて原因を究め、これを改善しつつ我が国の研究開発をさらに積極的かつ効率的に進めていくためにはどのようにしたらよいかということについて、具体的な意見を関係者間で意思統一し、国家戦略として進めることが必要である。

¹大学、国立試験研究機関及び研究を目的とする独立行政法人等

2. 産学官連携の現状と反省点

(1) 米国の状況

米国では1980年代以降、バイ・ドール法の制定等連邦政府の積極的政策展開により、大学等の研究成果を活用した企業化が飛躍的に進み、新産業創出の原動力となった。米国大学は、産学官連携に前向きな姿勢で取り組み、学術的研究の基本は堅持しつつも、企業と協力し現実のニーズに合った研究を実施した。

この結果、産業界との共同研究や産業界へのライセンス件数が増加し、特に、IT、ライフサイエンス分野などを中心として、米国の産業競争力向上に大きく貢献している。

(2) 我が国の状況

我が国の産学官連携については、米国が産学官連携に積極的に取り組んできた間、共同研究の増加などの動きはみられるものの、まだ研究成果の十分な活用による新産業の創出に結びついていない状況である。

我が国において、産学官連携が十分進んでいない要因として、以下のよう状況がある。

《大学等の側の要因》

我が国の科学技術研究の多くが国立大学で行われているが、国立大学の組織形態は国の機関であり、その教職員は国家公務員であることから民間との研究協力、人事交流を進める上での弾力性と柔軟性が欠けていた。

産学官連携の結節点が、未だ多くの場合、産学官のいずれも個人レベルの関係にとどまっており、特に大学等の側において組織的に積極的な対応がなされてこなかったこと、さらには、共同研究のルールづくり（契約ルールなど）の整備が遅れていた。

学尊民卑的な風潮、すなわち、大学が企業と結びつきを持つのを問題視する余り、民間からの研究に関する要望に対応しようとしなかった。この結果、多くの企業にとっては、敷居の高い存在となっていることも否めない。

大学において、研究者の評価で論文を重視し、特許取得など産学官連携の活動に対し、高い評価が得られない傾向があった。

《企業の側の要因》

企業側においては、キャッチアップ時代の成功体験から抜け出すことができず、研究開発も自前主義による傾向があったこと、我が国の大学等の質の高い研究を見極め、探索し活用する意欲が欠け、意思決定に時間がかかることなどが指摘されている。

《行政の側の要因》

産学官連携を推進する行政においても、関係省庁間が縦割りに施策を推進し十分に連携が図られてこなかった。

3. 今後の産学官連携と目指すべき社会

(1) 産業界と大学の相互の立場の尊重

今日、産業界は、絶えざる技術革新による新産業創出と高い生産性で国際競争力を持つ産業を育て雇用を創出することが求められている。一方、大学の使命は「創造的な知の源泉」と「知を担う人材の育成」にある。このような互いの立場を尊重しつつ、産業界と大学が緊密に連携し、大学で生み出される創造的な研究成果を産学官連携で技術革新や新産業創出につなげることが必要である。

(2) 連携による産学官の活性化

産業界と大学等がグローバルな競争力の強化を目指しつつ、双方向で互い

を認識することに努め、産業界のニーズ・課題、大学等における質の高い独創的な研究についての相互理解を促進する。これに基づいて、大学等の最先端の研究成果を産業界が活用することにより、経済の活性化と研究開発の充実を図る。このように、産業界と大学等の共同研究等により、互いに刺激し活性化し双方にプラスとなるような相互補完的な連携をつくる必要がある。

(3) 優れた人材が最大限能力を發揮できる社会の実現

大学において、その質、量、専門において優れた人材を育成し、産業界に供給することは重要な機能である。併せて、能力のある人材が大学等・企業といった組織や国の壁を越え自由に流動し、障害なくその有する能力を最大限に發揮できるシステムを構築する必要がある。

(4) 日本型産学官連携の在り方

我が国における産学官連携においては、これを推進する行政の役割が重要であり、行政が大学、企業、国研等との連携を仲介したり、資金、人材、施設等様々な支援を行ったりすることと同時に、産学官連携を阻害している不適切な行政の関与を除去することが求められている。このため、行政の大きな意識改革も必要である。

また、各地域においても、特色ある資源を活かした地域の産学官連携事業の展開が必要であり、地方公共団体の前向きな取組みを促進する必要がある。

したがって、我が国においては、産業界、学界、公的試験研究機関などの活動を活性化するとともに、行政も各府省の仕切りを越えて積極的にこれを応援する体制が必要であり、このため、日本型の産学官連携推進のシステムを構築することが求められている。

4. 産学官連携の課題

(1) 基本方針の確立

産学官の関係者全員が、産学官連携の必要性と重要性を認識し、産学官連

携により研究開発と経済の発展を共に実現していくとの基本方針を確立し、その方向に向かい前進するとの意思統一をすることが必要である。

(2) 具体的課題

産学官連携の形態としては、

- 企業と大学等との共同研究・受託研究
 - 大学の基礎研究を企業がサポートする研究
 - 大学の発意で複数企業の参加を募って行うコンソーシアム型の研究
 - 企業の発意で行う共同研究等
- 研究者による技術指導・コンサルティング等
 - 大学教員個人が学外で技術指導等を行う
 - 企業の研究員が大学の研究室で指導を受ける
- 大学の研究成果である特許等の企業に対する技術移転
- 大学等の知的資産を活用したベンチャー創出
 - 大学等の研究開発により生み出された技術を核として、マーケティング機能と結びつけ、新しいビジネスを起こす

等がある。

これに即し産学官連携に関する具体的課題を以下のとおり整理した。

なお、具体的対応に当たっては、産学官の当事者それぞれにとって、積極的連携のインセンティブがあるようにシステムの見直し等を行っていくことが肝要である。

積極的かつ柔軟な産学官の共同研究等の促進

共同研究、受託研究に関する窓口の一本化やルール整備を図るとともに、マッチング・ファンド方式等多様な共同研究等の推進により、産学官の共同研究等に関し積極的かつ柔軟な取組みを促進する必要がある。

研究成果を活用するための技術指導、技術移転等の促進

大学等の研究者が保有するノウハウ等に基づき技術指導を行うため、また、大学等で生み出された研究開発成果を産業界に移転し活用するため、さらに、TLO等による技術移転活動等を促進するため、兼業や知的財産の取扱いに関するルールの整備などを進める必要がある。

大学の知的資産を活用した大学発ベンチャーの創出

既存の企業の新規事業展開に資する共同研究等の産学官連携に加え、大学の知的資産を活用したり、大学で開発された技術を基に生まれたベンチャー企業の創出が重要である。このため、大学発ベンチャー企業の創出に向け、資金の援助、専門的な支援、インキュベーション機能の充実、周辺インフラの整備とともに、関係人材の育成等を図る必要がある。

産学官の人材交流の活性化

産学官のシーズとニーズの双方を理解した人材による共同研究等の推進や、技術を担う人材の移動を通じた効果的な技術移転の促進のためには、産学官の間の人材交流の活性化が必要である。

産学官連携の観点からみた大学改革

企業との共同研究や技術指導等を円滑に行えるようにし、また、イノベーションの源泉として世界最高水準の研究成果や人材を生み出すことができるよう、大学に関する規制緩和や制度改革が必要である。

産学官連携の機運の醸成

産学官連携サミット等により、産・学・官のトップが大学、企業等の方針として産学官連携を進める基本姿勢を確認し、産学官の相互理解と信頼関係構築を通じて産学官連携の機運を高める必要がある。

II . 対応方策

以上のような基本的考え方の下に、大学等においては研究や教育の活性化の観点から産学官連携に積極的に取り組むことを基本方針とすること、産業界においても大学等との研究協力を行い、大学等の頭脳を積極的に活用して新技術・サービスを開発していくことを企業経営の基本方針とすることを相互に確認することが必要である。

その上で、以下に示すような基本的な方向で産学官連携推進のための方策を検討していくことが必要である。その際、産学官連携推進のためのルール整備はもとより、ルール外の硬直性等を取り除くととともに、産学官連携活動についての社会的なコンセンサスを高めていくことが不可欠である。

1. 共同研究・委託研究を促進するための方策

大学等と企業が組織対組織の関係に基づき、共同研究をはじめとした産学官連携に積極的に取り組めるよう、

- 産学官連携窓口の一本化、共同研究等契約の柔軟性の確保
 - 多様な共同研究・委託研究の推進、地域クラスター形成を通じた産学官連携の促進
- を含め必要な施策を検討する。

(1) 産学官連携窓口の一本化など体制の整備

大学において産学官連携に関する経済・社会的ニーズに迅速かつ的確に対応しうるよう、マネジメントの強化を目指し、例えば、担当副学長の下に産学官連携に関し権限と責任を有する専門セクションを設けるなど体制を整備し、迅速な意志決定を可能とする【今年度から措置】。

- (ア) 大学等における産学官連携窓口のワンストップ化、リエゾン機能の抜本的強化を図る。さらに、米国大学における産業界とのリエゾンの専門部署を参考に、既存の組織の活用も含め体制整備を図り、研

究レポートの定期的送付など恒常的な情報交換の仲介を図るとともに、企業側の要望に応じた共同研究等を関係部署と連携しコーディネートする【引き続き措置】。

- (1) エンジニアリングや法律のバックグラウンドを有し、新技術を市場に送り出す企業経験に通じ、コミュニケーション能力と交渉能力を有する人材（いわゆる「目利き人材」、コーディネータなど）を、実務を通じた育成や、民間等からのリクルート・派遣により確保し、共同研究センターやTLOへの配置を促進する【来年度予算要求】。

各企業における産学官連携窓口を明らかにすることで、大学等にとってワンストップ化が図られるようにする。

行政においても、関係府省連絡会議の開催等により、施策が相互に連携して効果的に実施されるよう緊密な議論を行う。

(2) 共同研究・委託研究に係る契約の柔軟性の確保

共同研究や委託研究に参画する研究者に、研究目標、期限、報告・成果物についての明確な契約意識を醸成する。また、研究の実施に伴い企業が開示した秘密の保持と研究成果公表の取扱いについて、契約時に明確に取り決める。【引き続き措置】

米国の例を参考に、共同研究・受託研究の契約に際しての権利帰属、特許実施権設定等に関する当事者の自主性を尊重するとの原則の下、フレキシブルな対応を確保する【引き続き措置】。

契約担当セクションに裁量権を与え、フレキシブルで迅速な契約交渉を実現させる。ただし、窓口担当者の契約実務又は知的財産権等に関する専門知識が不足している場合には、外部の専門機関（TLO）に委託できるよう措置する。【今年度から措置】

(3) 多様な共同研究・委託研究等の推進

企業と大学等との共同研究にインセンティブを付与するため、共同研究費相当額をマッチング研究費として大学に支給する事業を開始する【来年度予算要求】。

大学や公的研究機関を核として、産学官が総括集し戦略的かつ包括的な研究開発プログラムを強力に推進するため、関係府省が府省の縦割りを排し連携し効果的な予算投入を図る（その際、産・学が共同で研究リーダーとなる、大学院生の参加も得るなども重視。）また、産業界主体で大学教員の参加を得るタイプの共同研究の導入等を図る。【来年度予算要求】

産業界において、基金を拠出し戦略上強化すべき分野で提案公募を受け付ける方式等により、大学等の若手研究者の持つ新しいコンセプトやアイデアに対する研究支援を行う。

(4) 地域におけるクラスター形成を通じた産学官連携の促進

地域において、新事業やベンチャー企業を次々と生み出すクラスターを形成するため、地域における特色ある資源等を活用しながら、各地域において産学官の人的ネットワークを形成するとともに、産学官連携による研究開発や技術開発の支援、企業の実用化技術開発支援、インキュベータ整備等によるベンチャー育成、コーディネータや各種アドバイザーなど人材養成・派遣の体制整備等の施策を、各省の役割分担の下、縦割りを排しつつ、地方公共団体とも連携して総合的に実施する【補正予算で措置、来年度予算要求】。

2. 技術指導、技術移転等を促進するための方策

(1) 技術指導を円滑に行うための兼業ルールの明確化

大学等と企業との間の契約に基づく共同研究等による連携のみならず、大学等の研究者個人が機関の外で自らの知見に基づき企業に対して技術指導を行うことも産学官連携の推進に向けて重要な手法である。このため、

米国の大学における「勤務時間の20%の範囲内であれば、利益相反のおそれがない限り兼業が可能」とする取扱いを参考に、企業コンサルティング等に従事する場合の勤務時間や兼業に関する基準の明確化を含めた規制緩和を行う。また、兼業時間数・報酬などについて、規制を行っている大学においては、その規制を抜本的に緩和する方向で見直す。

さらに、公立大学についても、これらの趣旨を踏まえて所要の措置を図る。【今年度中に結論】

(2) 技術移転に関する明快なルール整備

研究開発成果の活用を促進するため、特許等の知的財産について、大学等の機関管理への転換を進める【引き続き措置】。また、国等からの委託研究の成果につき、日本版バイ・ドール条項の適用を促進する。

各大学等において、研究用材料、試作品、リサーチツールなど有形の研究資産を含む知的財産の帰属・権利化・ロイヤリティ配分等に関し具体的ルールを策定し、取扱いの明確化を図る。このため、各大学等に通じる最小限度必要な共通の考え方について検討する。【今年度中に検討】

学内で生まれた新技術の権利化を促進するため、

(ア) 大学における本人発表を新規性喪失の例外とすることを明確にすること、並びに論文をベースとした特許出願を容易化するための環境整備を行う【今年度中に結論】。

(イ) 新規性のある研究成果の論文発表に際しては、予め特許等の出願に努めるよう特に配慮することが必要である。

TLOの設置促進を図る。また、大学等の産学官連携セクションは、共同研究の内容等の専門的交渉にあたりTLOの積極的活用を図る。【引き続き実施】。

(3) 産学官の緊密な交流

大学経営陣へのOBの参加や同窓会組織を通じ、大学の情報を産業界に伝えるなど、産業界と大学の緊密な交流を図る。関係府省や地方公共団体

にも両者の仲介機能の充実を期待する。また、国家公務員倫理法の運用により産学官連携のための率直な情報交換等が制約されている面があるので、運用の弾力化と規制の緩和を図る【今年度から措置】。

3. 大学発ベンチャーの創出

大学と産業界の間におけるイノベーションの進展にベンチャーの果たす役割は米国の例を見るまでもなく大きい。特に、我が国の大学を起点とするベンチャーは、なお数が少ない。このため、大学の知的資産を活用したベンチャー企業の創出に向けて資金の援助、専門的な支援、関係人材の育成等を進めるため、以下の事項を含め、必要な施策を進める。

(1) インキュベーションの充実

大学内外のインキュベーション機能を充実し、関連施設の整備を図る【補正予算で措置、来年度予算要求】。

スタートアップ企業やインキュベーション機関に対し大学施設を無償又は廉価で貸与することを検討する【今年度中に結論】。

(2) 起業家人材の育成

学生、生徒、社会人に対する起業家教育の充実を図る【引き続き措置】。

(3) 資金の援助等

大学発ベンチャーの起業を促進するため、スタートアップファンドや研究開発資金の支援の充実を図る【引き続き措置】。

エクイティを活用したロイヤリティ支払いの円滑化を図るため、商法上の現物出資制度（検査役調査制度）の改善を図る【今年度中に結論】。また、公益法人形態のTLOがエクイティを取得できる環境の整備につ

いて検討する。

(4) 教員のベンチャー企業参加の環境整備

研究成果活用型休職（ベンチャー休職）を促進する【引き続き措置】。

4. 産学官の人材交流の活性化

産学官のシーズとニーズのマッチングや、技術の移転等を実際に担う人材の交流の活性化を進めるためには、大学等の機関間、大学等と産業界との間で、転職、兼職、兼業等を促進することが必要である。このため、以下の事項を含め、必要な施策を検討する。

(1) 大学等の人材流動化の促進

産学官の間の人材流動化を促進するため、任期制・公募制導入に関する基本的指針を策定する【今年度中に措置】。また、任期付教員の処遇改善を検討する。

純血主義（インブリーディング）による教員人事を排除するため、博士課程修了後のポスドクを他の研究機関（理想的には海外）で経験するシステムを導入すべく各大学で検討する【今年度から措置】。また、教授及び助教授については、内外の他大学出身者比率を思い切って引き上げることを各大学で検討する【来年度以降検討】。さらに、テニユア・トラックの導入を検討する。【大学の法人化に関連し検討】

人材の流動化を促進するため、研究職・教育職の退職金制度を改め、年俸制の導入を検討する【大学の法人化に関連し検討】。

(2) 産業界における人材交流の活性化等への取組み

大学院修了者等の受入れ等

米国では博士号取得者が大学の研究成果を産業界に移転する役割を事実上担っているのに対し、我が国では、多くは大学や公的研究機関に残り、企業での活用が相対的に少ないが、今後活用を図る必要がある。

- (ア) 研究者・エンジニアについて、採用1年目（修士課程修了者以上）から年俸制を採用するなど、一律賃金を改め、必要とする専門分野や能力に応じた処遇を提示する。これにより、大学や学生にポジティブなメッセージを発信する。
- (イ) 独創的な博士課程修了者を確保するため、学士、修士との相対的な給与比較においても、十分魅力のある賃金となるよう措置する。
- (ウ) 博士課程在籍者を含め、インターンシップの受入れを拡大する。
- (エ) 大学が実施している大企業就職に係る教授推薦枠（企業からの大学別求人枠）を全廃する。

大学教員との人材交流

- (ア) 企業研究所等へ大学教員を受け入れる。
- (イ) 大学等の公募制導入等と併せて、産業界が積極的に人材流動化に取り組む。

大学での人材育成への貢献

産業界は、寄附講座、教育研究施設の寄附等による大学での人材育成に積極的に貢献していく。また、産業界での知見が優位な分野においては、テキストの作成、カリキュラムの編成などにおいて積極的に大学に貢献し、優れた人材の養成につなげる。

5. 産学官連携の観点から見た大学改革

大学にとって、世界の学界・産業界をリードする質の高い研究を目指し、

企業現場の最先端の研究開発ニーズを理解しながら研究開発を進めることは、極めて有意義である。また、大学院学生を企業と連携した研究に参加させることで、広い視野に立った研究者の育成が図られるなど、人材育成の観点からも極めて有効である。

大学において、産学連携を進め、教育・研究を活性化し優れた研究成果と人材を生み出すとともに、研究成果を活用して経済の活性化にも寄与していくためには、教員が推進する産学連携を大学が支援するにとどまらず、大学が独立した経営組織体として運営され機関として産学連携を促進できる組織・運営体制の構築が必要である。このため、以下の事項を含め、必要な施策を検討する。

(1) 国立大学の非公務員型法人をめざした早期の検討

国立大学における官僚的な硬直性を打破し、弾力的で柔軟な研究開発システムをつくり、大学及び産業界双方からの提案に基づき協力する体制を築くべきである。国立大学が時期を明示した上で非公務員型法人に移行することを目指し、早期に検討し結論を得る【今年度中に結論】。

民間との研究協力や兼業が円滑に進むよう、能力や大学への貢献に見合った処遇等が自由に行える人事制度とする。

組織編成や予算執行が自主的に行えるようにするなど、自律的な経営・マネジメントを確立する。

競争的資金、企業からの委託研究や共同研究に要する費用等外部資金の獲得努力のインセンティブが働くような大学財政システムにする。

(ア) 大学の主体的な研究成果のマネジメント体制を実現し、かつ、大学からの効果的な技術移転を実現させるため、学内の知的財産について、有用と判断されるものは大学に一括帰属できるようにし、TLO等において一括して管理を行うことができるようにする。

(イ) 国、特殊法人から大学への委託研究の成果については原則的に大学に帰属するよう、日本版バイ・ドール条項の適切な適用を図る。

TLOを学外組織とする場合には、契約により大学がTLO等に対して業務委託できるようにする。

(2) 法人化を待たず早急に図るべき措置

国立大学の法人化を待たず、早急に以下の措置を図る。

産学官連携の積極的評価

大学教員の業績評価において、論文評価のみならず、企業との共同・受託研究、特許取得等産学官連携への取組みを積極的に評価する仕組みを作る【引き続き実施】。

私立大学での研究開発の推進

我が国大学の8割を占める私立大学の財政基盤が弱いために、科学技術の研究開発についての貢献が国立大学に比べ遅れている現状を反省し、私立大学の研究開発の潜在的能力を科学技術発展のため活用し、科学技術振興や産学官連携の第一線に参加できるよう進めることが必要である。

このため、私立大学での研究開発促進のため国の助成の強化を図る。また、私立大学の基金(エンダウメント)の抜本的強化、民間からの委託研究費や寄附金に対する税の減免等により、できる限り国立大学との間で対等な競争ができる財政基盤を整備すべきである。【来年度予算要求・来年度税制改正要望】

大学院学生の参画

(ア) 大学等及び産業界の相互理解に基づくテーマによる研究に大学院学生を積極的に参画させることが重要である。さらに、産学官共同研究を実施している場合には、博士課程学生をこれに積極的に参画させることが望ましい。【引き続き実施】

(イ) 優秀な研究者を確保するため、研究費により大学院学生へ給与を支払うなどの経済的支援が科学研究費補助金等で導入されているが、その拡大を検討する【引き続き措置】。

大学のマネージメントの強化

- (ア) 外部資金の獲得状況等を勘案した上で強化すべき分野と組織について、学内資源配分を重点化するなど、硬直性を廃し、大学のガバナンス確立を目指す【直ちに措置】。
- (イ) 企業人が大学経営や大学の諸活動に積極的に参画し、大学の研究・教育の方向づけへの積極的な貢献や最新動向の把握に努める。
- (3) (1)及び(2)と併せて、以下の大学活性化措置を図ることにより間接的に産学官連携の促進に資する。

組織運営の弾力化

- (ア) 講座制の制約を排除し、若手研究者を活かすマネージメントを徹底し、独自の資金・ポストク・スペースの確保等により、助教授等の独立した活動を保証する。このため、学校教育法における助教授等の職務規定の見直しを行う。【今年度から措置】
- (イ) 大学の自主的な判断による対応が図られるよう、学部・学科の設置・改廃の規制緩和を図る【今年度中に結論】。組織マネージメントの強化を図り、産学官連携を含め、経済・社会的ニーズに対応して学部を超えた境界領域の弾力的な研究組織を設ける【来年度以降措置】。

競争原理の導入と多元的評価

- (ア) 競争的資金、外部資金による研究を拡大する中で、間接経費の充実を図り、学長の裁量でこれを活用することにより大学全体の充実が可能となるようにし、大学間競争を促進する【引き続き実施】。
- (イ) 各種機関による多元的評価が始まっているが、さらに拡充し、その結果を情報公開する。さらに、授業について、学生からの授業評価を拡大し、その結果を公開する。【引き続き実施】。

6. 産学官連携の機運の醸成

産学官連携の機運を盛り上げるため、日本国中で一大運動を展開する。産・学・官のトップが大学、企業等の方針として産学官連携を進めるという基本姿勢を確認し、産学官の相互理解と信頼関係を構築する。

- (1) 全国レベルで、産業界、大学、研究機関等のトップが一堂に会し、対話・交流する「産学官連携サミット」を定期的を実施する。
- (2) 各地域においても、地方公共団体とも協力して、産学官連携に関する対話を推進するべく、「地域産学官連携サミット」を実施する。

III . 今後の取組み

に掲げた改革の方向に基づき、今後、産学官連携プロジェクトチームとして、更に検討を進め、施策の具体化を図っていく。